

和解について

放射能対策に係る費用の損害賠償請求について、次のとおり和解する。

平成29年12月8日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 事件の概要

東日本大震災での東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、本市が平成26年3月31日までに被った損害について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があった。

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
(旧東京電力株式会社)
代表執行役社長 小早川 智明

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として金2,254万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、廃棄物対策事業、その他事務事業等、人件費関係のうち除染に係る経費(本件で認定した期間及び金額に限る。)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。
- (3) 市と相手方は、次の点を相互に確認する。
 - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げな

い。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。

提案理由 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に基づき和解するためである。